

山梨県公報

号外第六十七号

平成二十九年

十二月二十五日

月 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県国民健康保険条例……………三
- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一三
- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一四
- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三四
- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四四
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………四八

条例のあらまし

○山梨県国民健康保険条例(条例第三十八号)(国保援護課)

1 国民健康保険法の一部改正に鑑み、次のとおり県が行う国民健康保険に關し必要な事項を定めることとした。

(一) 国民健康保険給付費等交付金に關する算定方法等

(二) 国民健康保険事業費納付金に關する次の事項

- (1) 納付金額を市町村に事前通知すること。
- (2) 納付金の算定に用いる医療費指数反映係数等

(三) 財政安定化基金事業交付金の交付要件等及び財政安定化基金拠出金を負担する市町村

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(国保援護課)

1 国民健康保険法の一部改正に伴い、知事の附属機関に、国民健康保険事業の運営に關する事項を審議するための協議会を加えることとした。

2 その他規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(観光企画課)

1 旅行業法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 旅行サービス手配業の登録に係る手数料を定める。

(二) 手数料の名称中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

(三) 地域通訳案内士の登録に係る手数料を定める。

2 この条例は、平成三十年一月四日から施行することとした。

○山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(税務課)

1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に關する法律等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の題名を「山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に關する条例」に改める。

(二) 課税免除の対象区域の名称等を改める。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十九年九月二十九日から適用することとした。

○山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(道路管理課)

1 道路法施行令の一部改正に鑑み、県が管理する道路に係る占用料の額について、国が管理する国道に係る占用料の額に準じて改定することとした。

2 その他規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(治水課)

1 山梨県道路法施行条例の一部改正に鑑み、河川に係る土地占用料のうち、電柱、ガス・上下水道管類等に係るものについて、県が管理する道路に係る占用料の額に準じ、その額を改定することとした。

2 その他規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十四号）（住宅対策室）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の施行による公営住宅法の一部改正に鑑み、認知症患者等で収入申告等が困難と認め入居者の家賃の決定に係る規定を追加することとした。

2 その他規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例**（条例第四十五号）（人事課）

1 一般職の県職員の勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 平成二十九年度十二月期の支給割合を一・七五分分に引き上げる。
 (二) 平成三十年度以降の六月期の支給割合を一・五七五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・七二五分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成三十年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、平成二十九年十二月一日から適用することとした。

○ **山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十六号）（人事課）

1 一般職の県職員の勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(一) 平成二十九年度十二月期の支給割合を一・七五分分に引き上げる。
 (二) 平成三十年度以降の六月期の支給割合を一・五七五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・七二五分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成三十年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、平成二十九年十二月一日から適用することとした。

○ **山梨県職員給与と条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十七号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十九年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二パーセント）。

(二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当

ア 子に係る手当の月額を一人につき一万円（現行九千円）に引き上げる。
 イ 配偶者に係る手当の月額を一万円（現行一万三千円）に引き下げる。
 ウ 配偶者が不在場合の一人目の父母等に係る手当の月額を一人につき九千円（現行一万円）に引き下げる。

エ 配偶者が不在場合の一人目の子に係る手当の月額を一人につき一万円（現行一万千円）に引き下げる。
 オ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

2 特殊勤務手当に死体処理手当を追加することとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(1)及び(3)イについては、平成三十年四月一日から施行することとした。

4 1(一)及び(2)については平成二十九年四月一日から、1(二)(3)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ **山梨県学校職員給与と条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十八号）（教育庁福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十九年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる（平均改定率〇・二パーセント）。

(二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当

ア 子に係る手当の月額を一人につき一万円（現行九千円）に引き上げる。
 イ 配偶者に係る手当の月額を一万円（現行一万三千円）に引き下げる。
 ウ 配偶者が不在場合の一人目の父母等に係る手当の月額を一人につき九千円（現行一万円）に引き下げる。

エ 配偶者が不在場合の一人目の子に係る手当の月額を一人につき一万円（現行一万千円）に引き下げる。

エ 配偶者が不在場合の一人目の子に係る手当の月額を一人につき一万円（現行一万千円）に引き下げる。

一万千円)に引き下げる。
(2) 期末・勤勉手当

- ア 平成二十九年年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九五五分に引き上げる。
- イ 平成三十年年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ
- 〇・九分分に引き上げる。
- ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(1)及び(2)イについては、平成三十年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については平成二十九年四月一日から、1(二)(2)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(警察本部警務課)

- 1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十九年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる(平均改定率〇・二パーセント)。
 - (二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当

- ア 子に係る手当の月額を一人につき二万円(現行九千円)に引き上げる。
- イ 配偶者に係る手当の月額を二万円(現行一万三千円)に引き下げる。
- ウ 配偶者がいない場合の一人目の父母等に係る手当の月額を一人につき九千円(現行一万千円)に引き下げる。

エ 配偶者がいない場合の一人目の子に係る手当の月額を一人につき二万円(現行一万千円)に引き下げる。

(2) 期末・勤勉手当

- ア 平成二十九年年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九五五分に引き上げる。
- イ 平成三十年年度以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ
- 〇・九分分に引き上げる。
- ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(1)及び(2)イについては、平成三十年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については平成二十九年四月一日から、1(二)(2)アについては同年十二月一日か

ら適用することとした。

○ 山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第五十号)(人事課)

- 1 民間における退職給付の支給の実情に基づき、国家公務員退職手当法が改正されたことに鑑み、国家公務員に準じて、退職給付に係る調整率を百分の八十三・七に引き下げる。

2 この条例は、平成三十年二月一日から施行することとした。

条 例

山梨県国民健康保険条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十八号

山梨県国民健康保険条例

(趣旨)

第一条 山梨県が行う国民健康保険については、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(国民健康保険給付費等交付金の交付)

第二条 算定政令第六条第一項に規定する普通交付金は、同条第二項に規定する事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

2 算定政令第六条第一項に規定する特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

一 算定政令第四条第三項の規定により国が県に交付する特別調整交付金の額のうち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

二 法第七十二条第三項の規定により国が市町村の取組を支援するため県に交付する額のうち、当該市町村の取組に応じて交付する額

三 法第七十二条の二第一項の規定により毎年度国が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、当該市町村への交付に充てる額

四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額(算定政令第四条の五第三項に規定する特定健康診査等費用額をいう。以下この号

において同じ。)の三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第三条 県は、法第七十五条の七第一項に規定する国民健康保険事業費納付金の各市町村からの徴収に当たっては、あらかじめ、算定政令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第十一号)及び次条から第十七条までの規定に定めるところにより、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

(医療費指数反映係数)

第四条 算定政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数は、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮して、零以上一以下の範囲内において知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第五条 算定政令第九条第四項に規定する年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第六条 算定政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

- 一 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額
- 二 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第七条 算定政令第九条第六項に規定する一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第八条 算定政令第九条第七項に規定する一般納付金被保険者数等割合は、各市町村に

つき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第九条 算定政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十条 算定政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

- 一 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額
- 二 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十一条 算定政令第十条第四項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十二条 算定政令第十条第五項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第十三条 算定政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十四条 算定政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十五条 算定政令第十一条第四項に規定する介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十六条 算定政令第十一条第五項に規定する介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第十七条 算定政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(財政安定化基金事業交付金の交付要件及び額)

第十八条 知事は、法第八十一条の第二項第二号の要件を満たし、知事が別に定める特別の事情があると認める市町村に対し、算定政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額を交付する。

(財政安定化基金拠出金の負担)

第十九条 法第八十一条の第二項及び算定政令第二十二條第二項に規定する財政安定化基金拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第三条に規定する国民健康保険事業費納付金の額の算定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(附則第四項において「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(山梨県国民健康保険調整交付金条例の廃止)

3 山梨県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年山梨県条例第八十九号)は、廃止する。

(山梨県国民健康保険調整交付金条例の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の山梨県国民健康保険調整交付金条例第二条に規定する山梨県調整交付金であつて施行日前に交付されているもの又は施行日前に生じた事由に基づいて交付すべきものについては、なお従前の例による。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十九号

山梨県公報号外 第六十七号 平成二十九年十二月二十五日

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「山梨県医療扶助審議会」

を「山梨県医療扶助審議会」に改める。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十一条第一項の協議会

梨県国民健康保険運営協議会

別表第一第一号の表山梨県国民健康保険運営協議会の項を削る。
別表第二山梨県社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

山梨県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条第一項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	十一人	一 被保険者を代表する者 二 保険医又は保険薬剤師を代表する者 三 公益を代表する者 四 被用者保険等保険者を代表する者	三年
----------------	--	-----	---	----

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四十五の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に改め、同表四十六の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同表四十七の項中「通訳案内士登録証

の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表四十七の二の項から四十七の四の項までを次のように改める。

四十七の二 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の規定に基づく地域通訳案内士の登録の申請に対する審査	地域通訳案内士登録申請手数料	五千百円
四十七の三 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正	地域通訳案内士登録証訂正手数料	四千円
四十七の四 通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付	地域通訳案内士登録証再交付手数料	四千円

別表第二の九十一の項から九十四の項までの規定中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表九十四の項の次に次のように加える。

九十四の二 旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行業法第二十三条に規定する旅行サービス手配業の登録	旅行サービス手配業登録手数料	一万五千円
--	----------------	-------

附則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十一号

山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（平成二十年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例

第一条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「第四条第二項第二号の集積区域」を「第四条第二項第一号の促進区域」に、「産業集積区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に、「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」第二十条の地方公共団体等を定める省令を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」に、「第三条の」を「第二条の」に改め、「（省令第四条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。次条において同じ。）」を削る。

第二条中「産業集積区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に、「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に改め、同条第一号中「第五条第一号」を「第三条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第三条第二号」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成二十九年九月二十九日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（以下この項において「旧法」という。）第十四条第三項の規定による承認（旧法

法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	外径が〇・〇七 メートル未満の もの	長さ一 メートルに つき一年	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	その他	表示面 積一平 方メー トルに つき一 年	郵便差出箱及び 信書便差出箱	れに類するもの 及び公衆電話所
	外径が〇・〇七 メートル以上〇 ・一メートル未 満のもの	長さ一 メートルに つき一年	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	その他	表示面 積一平 方メー トルに つき一 年	郵便差出箱及び 信書便差出箱	れに類するもの 及び公衆電話所
	外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 満のもの	長さ一 メートルに つき一年	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	その他	表示面 積一平 方メー トルに つき一 年	郵便差出箱及び 信書便差出箱	れに類するもの 及び公衆電話所
	五三円	二五円	一、 二〇〇円	八〇〇円	三、 七〇〇円	五〇〇円	二〇〇円
	三六円	一七円	七九〇円	七〇〇円	一、 九六〇円	三三〇円	
二八円	一三円	六三〇円	九六〇円	六七〇円	二七〇円		
二四円	一一円	五四〇円	六七〇円	六七〇円	二三〇円		

法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	法第三十二 条第一項第 一及び地 階数が 一のも つに つき一	外径が〇・一五 メートル以上 〇・二メートル 未満のもの	外径が〇・二メ ートル以上〇・ 三メートル未満 のもの	外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの	外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの	外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のも の	外径が一メー トル以上のもの							
								七一元	四七円	三八円	三三円	七一元	四七円	三八円	三三円	七一元	四七円	三八円	三三円	
								一一〇円	七一元	五七円	四九円	一一〇円	七一元	五七円	四九円	一一〇円	七一元	五七円	四九円	三三円
								一四〇円	九五円	七六円	六五円	一四〇円	九五円	七六円	六五円	一四〇円	九五円	七六円	六五円	三三円
								二五〇円	一七〇円	一三〇円	一一〇円	二五〇円	一七〇円	一三〇円	一一〇円	二五〇円	一七〇円	一三〇円	一一〇円	三三円
三五〇円	二四〇円	一九〇円	一六〇円	三五〇円	二四〇円	一九〇円	一六〇円	三五〇円	二四〇円	一九〇円	一六〇円	三三円								
七二〇円	四七〇円	三八〇円	三三〇円	七二〇円	四七〇円	三八〇円	三三〇円	七二〇円	四七〇円	三八〇円	三三〇円	三三円								
二〇〇円	一、 七九〇円	六三〇円	五四〇円	二〇〇円	一、 七九〇円	六三〇円	五四〇円	二〇〇円	一、 七九〇円	六三〇円	五四〇円	三三円								
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額								七一元	四七円	三八円	三三円	七一元	四七円	三八円	三三円					

五号に掲げる施設		下室の		階数が二のもの		階数が三以上のもの		上空に設ける通路		地下に設ける通路		その他		法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	
年		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇一を乗じて得た額		九〇〇円		一、八七〇円		一、五二〇円		一、七九〇円		二〇〇円	
占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日		占用面積一平方メートルにつき一日	
三〇〇円	一七〇円	九六円	六七円	三〇〇円	一七〇円	九六円	六七円	三〇〇円	一七〇円	九六円	六七円	三〇〇円	一七〇円	九六円	六七円

政令第七号に掲げる物件		看板（アーチ）に設けるもの（除く）		標識		旗ざお		幕（政令第七	
表示面積一平方メートルにつき一月		表示面積一平方メートルにつき一月		表示面積一平方メートルにつき一月		表示面積一平方メートルにつき一月		表示面積一平方メートルにつき一月	
その他		その他		その他		その他		その他	
三〇〇円	一七〇円	九六円	六七円	三〇〇円	一七〇円	九六円	六七円	三〇〇円	一七〇円

政令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる工事用材料	政令第七條第四号に掲げる工事施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	政令第七條第二号に掲げる工作物	アーチ		その他	
			車道を横断するもの	その他	その他	その他
一、二〇〇円	三、八〇〇円	一、二〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	三、八〇〇円	一、七〇〇円
七九円	一七〇円	七九〇円	八七〇円	七〇〇円	一七〇円	一七〇円
六三円	九六円	六三〇円	四八〇円	九六〇円	九六円	九六円
五四円	六七円	五四〇円	三四〇円	六七〇円	六七円	六七円

政令第七條第九号に掲げる施設	政令第七條第八号に掲げる施設	その他	地下（トンネルの上の地下を除く）に設けるもの		上空に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年
			階数が三以上のもの	階数が二のもの		
Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
						Aに〇・〇一七を乗じて得た額
						Aに〇・〇一九を乗じて得た額
						Aに〇・〇二四を乗じて得た額

政令第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他	その他	政令第七号第十一号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	その他	政令第七号第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他	政令第七号第十三号に掲げる施設	その他
	建築物	その他	その他		トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他		トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他		
額	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	額	乗じて得た額	乗じて得た額	額	乗じて得た額	乗じて得た額	額	乗じて得た額
Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・Aに○・Aに○・Aに○	Aに○・Aに○・Aに○・Aに○	Aに○・Aに○・Aに○・Aに○	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額

別表備考第七号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル」に、「当該面積若しくは長さ又は当該端数を一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年十二月二十五日 山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十三号
山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県流水占用料等に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二号イの表を次のように改める。

区分	電柱	単位	金額				
			所在地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
電柱	第一種	一本につき一年	第一級地	六六〇円	四四〇円	三五〇円	三〇〇円
	第二種	一	第一級地	、〇〇〇円	六八〇円	五四〇円	四七〇円
電話柱	第一種	一	第一級地	、四〇〇円	九二〇円	七三〇円	六三〇円
	第二種	一	第一級地	九五〇円	六三〇円	五〇〇円	四四〇円

埋設物 又は架 設物		看板、広告板その他 これらに類するもの		鉄塔		その他の柱類		第三種	
外径が○・ 七メートル 以上○・ 一メートル 未満のもの	外径が○・ 七メートル 以上○・ 一メートル 未満のもの	長さ一 メートル 以上一 年	表示面 積一平 方メー トルに つき一 年	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	五九円	、三〇〇円	一	一
三五円	三五円	二五円	、八〇〇円	、二〇〇円	、三〇〇円	四〇円	、八七〇円	三	一
二八円	二四円	一七円	、七〇〇円	七九〇円	、六九〇円	三三円	六〇〇円	一	一
二四円	一九円	一三円	九六〇円	六三〇円	、六〇〇円	二七円	六〇〇円	三	一
二四円	一六円	一一円	六七〇円	五四〇円	、五四〇円	二七円	六〇〇円	三	一
七二〇円	三五〇円	二五〇円	一四〇円	一一〇円	、七二〇円	七二円	四七円	七	一
四七〇円	二四〇円	一七〇円	九五円	七二円	、七二〇円	四七円	三八円	七	一
三八〇円	一九〇円	一三〇円	七六円	五七円	、五七〇円	三八円	三三円	七	一
三三〇円	一六〇円	一一〇円	六五円	四九円	、四九〇円	三三円	三三円	七	一

1メートル以上				
のもの				

別表備考第五号中「、表示面積若しくは占用物件の長さ」を「(第二号イの表の区分の欄に掲げる物に係るものを除く。)」に改め、同表備考第六号を同表備考第七号とし、同表備考第五号の次に次の一号を加える。

六 土地の占用に係る占用面積、表示面積若しくは占用物件の長さ(第二号イの表の区分の欄に掲げる物に係るものに限り)が○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十四号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(第一条)を」以下「(省令)という。」(第一条)に改める。

第十四条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、県営住宅の入居者(省令第八条で定める者に該当する者に限り)が次条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第二条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第二十七条第一項中「の額」の下に「(第十四条第四項の規定による家賃の決定を受けた入居者にあつては、同項に規定する方法により把握した収入の額。次項において同

じ。)」を加える。

第二十九条第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、収入超過者(第十四条第四項に規定する県営住宅の入居者に限り)が第十五条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十四条第四項の規定並びに第一項及び前項の規定にかかわらず、当該収入超過者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第八条第三項において準用する同条第二項に規定する方法により算出した額とすることができる。

第三十一条第一項中「及び第二十九条第一項」を「又は第四項及び第二十九条第一項又は第三項」に改める。

第三十四条中「、第二十九条第一項」を「若しくは第四項、第二十九条第一項若しくは第三項」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第三十七条中「、第二十九条第一項」を「若しくは第四項、第二十九条第一項若しくは第三項」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第三十八条中「、第二十九条第一項」を「若しくは第四項、第二十九条第一項若しくは第三項」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第四十八条第一項中「、第二十九条第一項」を「若しくは第四項、第二十九条第一項若しくは第三項」に改める。

第四十九条中「、第二十九条第一項」を「若しくは第四項、第二十九条第一項若しくは第三項」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第五十三条中「、第二十九条第二項」を「、第二十九条第二項及び第三項」に改め、「と、第十四条」の下に「(第四項を除く。)」を、「による」との下に「、第十四条第四項及び第二十九条第三項中」に規定する方法」とあるのは「の規定の例による方法」とを加える。

第五十四条の二第二項の表中「第二十九条第二項」を「第二十九条第二項及び第三項」に改める。

第五十五条中「公営住宅法施行規則」を「省令」に改める。

第六十九条第二項中「、第二十九条第一項」を「若しくは第四項、第二十九条第一項若しくは第三項」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四十五号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四十六号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四十七号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「他の」を「他に」に改め、同条第二項中「一万三千元、同項第二号」を「一万円、前項第二号」に、「九千元（職員に配偶者が不在場合にあっては、そのうち一人については一万円）」を「一万円」に、「一万円」とを「九千元」とに改める。

第十四条第一項第三号中「たる子又は扶養親族」を削り、「ある職員」の下に「で

あつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同項第四号中「たる子又は扶養親族」を削り、「職員」の下に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同条第三項中「子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項」を「父母等で第一項」に改め、「扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第十四条の五第一項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改め、同項第二号中「五万六百元」を「五万七百元」に改める。

第十五条第二項第二号中「第二条」の下に「若しくは第五条」を加える。

第二十条第二項に次の一号を加える。

十八 死体処理手当

第三十三条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600

再任職員及び任期付職員以外の職員

41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200				
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400				

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600
任期付職員	147,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
	48	379,700	448,100	501,900	556,100

再任用職員及び任期付職員以外の職員の	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600
任期付職員		256,200			

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600

再任職員及び任期付職員以外の職員

41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500		
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200		
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800		
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200		
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700		
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200		
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700		
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300		
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		

85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
86		289,100	325,000	345,900			
87		289,300	325,200	346,200			
88		289,500	325,600	346,500			
89		289,900	326,000	346,900			
90		290,100	326,400	347,200			
91		290,300	326,800	347,600			
92		290,500	327,200	347,900			
93		290,900	327,500	348,300			
94		291,100	327,700	348,600			
95		291,300	328,100	348,900			
96		291,600	328,400	349,200			
97		292,000	328,600	349,500			
98		292,300	328,900	349,900			
99		292,500	329,200	350,300			
100		292,800	329,500	350,700			
101		293,100	329,700	351,200			
102		293,300	330,000	351,600			
103		293,500	330,400	352,000			
104		293,800	330,600	352,400			
105		294,100	330,700	352,900			
106			331,000				
107			331,400				
108			331,600				
109			331,800				
110			332,200				
111			332,600				
112			333,000				
113			333,200				
再任用職員	188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600
任期付職員	174,200						

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200

	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
	57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
	58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
	59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
	60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
	61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
	62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
	63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
	64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
	65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
	66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
	67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
	68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
	69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
	70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
	71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
	72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
	73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
	74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
	75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
	76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
	77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
	78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
	79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
	80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
再任職 用職及 び任期 付職員 以外の 職員	81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
	82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
	83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
	84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
	85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
	86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
	87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
	88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		

89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700	359,000		
119	294,900	326,100	359,500		
120	295,300	326,300	360,000		
121	295,600	326,500	360,400		
122	296,000	326,800	360,900		
123	296,300	327,100	361,400		
124	296,700	327,400	361,900		
125	296,900	327,600	362,200		
126	297,100	327,900			
127	297,400	328,300			
128	297,800	328,500			
129	298,000	328,600			
130	298,300	328,900			
131	298,700	329,300			
132	299,100	329,500			
133	299,300	329,800			
134	299,600	330,200			
135	300,000	330,600			
136	300,300	331,000			

137	300,500	331,300						
138	300,800	331,700						
139	301,200	332,100						
140	301,500	332,500						
141	301,700	332,800						
142	302,100	333,200						
143	302,500	333,500						
144	302,800	333,900						
145	302,900	334,200						
146	303,200	334,600						
147	303,500	335,000						
148	303,900	335,400						
149	304,100	335,700						
150	304,300	336,100						
151	304,600	336,500						
152	304,900	336,900						
153	305,300	337,200						
154	305,500							
155	305,700							
156	306,000							
157	306,300							
158	306,600							
159	306,900							
160	307,200							
161	307,600							
162	307,900							
163	308,200							
164	308,500							
165	308,900							
166	309,200							
167	309,500							
168	309,800							
169	310,200							
再任用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200	
任期付職員	197,100							

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800

	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
	77	265,700	321,500	390,200		
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		

再任用職員及び任期付職員以外の職員

	81	270,600	325,400	392,600		
	82	271,900	326,200	393,200		
	83	273,200	326,900	393,800		
	84	274,400	327,700	394,400		
	85	275,500	328,200	394,900		
	86	276,600	328,700	395,400		
	87	277,900	329,200	395,900		
	88	279,100	329,700	396,600		
	89	280,000	330,000	397,000		
	90	281,200	330,500			
	91	282,200	331,000			
	92	283,400	331,500			
	93	284,300	331,800			
	94	285,300	332,200			
	95	286,300	332,700			
	96	287,300	333,200			
	97	287,700	333,700			
	98	288,600	334,200			
	99	289,300	334,700			
	100	290,200	335,200			
	101	291,100	335,700			
	102	291,800	336,200			
	103	292,500	336,700			
	104	293,200	337,200			
	105	293,900	337,700			
	106	294,400	338,100			
	107	294,900	338,600			
	108	295,400	339,000			
	109	295,600	339,500			
	110	296,000	339,900			
	111	296,300	340,400			
	112	296,600	340,800			
	113	296,900	341,300			
	114	297,200	341,700			
	115	297,500	342,200			
	116	297,800	342,600			
	117	298,100	343,100			
	118	298,500	343,500			
	119	298,800	343,900			
	120	299,200	344,300			
	121	299,500	344,700			
再任用職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000
任期付職員		192,500				

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500
	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700
	37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900
	38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700
	39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500
	40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300
	41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900
	42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600
	43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300
	44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000
	45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800
	46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600
	47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000
	48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700

	49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200
	50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600
	51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000
	52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400
	53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800
	54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	442,200
	55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	442,600
	56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	442,900
	57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	443,200
	58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	443,600
	59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	443,900
	60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	444,200
	61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	444,500
	62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700	
	63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000	
	64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300	
	65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600	
	66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900	
	67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200	
	68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500	
	69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700	
	70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000	
	71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300	
	72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600	
	73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800	
再任	74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100	
用職	75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400	
員及	76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600	
び任	77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800	
期付	78	250,400	315,300	341,000	385,600		
職員	79	251,400	316,000	341,500	386,100		
以外	80	252,400	316,700	341,900	386,700		
の職	81	253,300	317,000	342,100	387,200		
員	82	254,000	317,300	342,400	387,600		
	83	255,000	317,900	342,900	388,000		
	84	256,000	318,200	343,300	388,400		
	85	256,700	318,600	343,600	388,600		
	86	257,500	318,900	343,900	388,800		
	87	258,200	319,300	344,400	389,100		
	88	259,100	319,600	344,800	389,400		
	89	259,700	320,100	345,100	389,600		
	90	260,500	320,500	345,500	389,900		
	91	261,300	320,800	345,900	390,200		
	92	262,100	321,100	346,100	390,400		
	93	262,600	321,600	346,400	390,600		
	94	263,300	322,000				
	95	263,800	322,200				
	96	264,500	322,600				
	97	265,200	323,000				
	98	265,900	323,400				
	99	266,600	323,800				
	100	267,300	324,200				
	101	267,800	324,400				
	102	268,300	324,700				
	103	268,700	325,000				
	104	269,200	325,300				

	105	269,300	325,700				
	106	269,600	325,900				
	107	269,900	326,200				
	108	270,200	326,600				
	109	270,600	327,000				
	110	270,900	327,300				
	111	271,300	327,700				
	112	271,600	328,000				
	113	271,900	328,300				
	114	272,200	328,700				
	115	272,500	329,000				
	116	272,900	329,200				
	117	273,200	329,300				
	118	273,500	329,700				
	119	273,900	330,100				
	120	274,300	330,500				
	121	274,500	330,700				
	122	274,700					
	123	275,100					
	124	275,400					
	125	275,600					
	126	275,900					
	127	276,300					
	128	276,700					
	129	276,900					
	130	277,300					
	131	277,700					
	132	278,000					
	133	278,200					
	134	278,500					
	135	278,900					
	136	279,200					
	137	279,400					
	138	279,700					
	139	280,000					
	140	280,300					
	141	280,500					
	142	280,700					
	143	280,900					
	144	281,200					
	145	281,600					
	146	281,800					
	147	282,100					
	148	282,400					
	149	282,700					
	150	282,900					
	151	283,200					
	152	283,400					
	153	283,700					
再任用職員		201,100	240,600	254,900	288,000	314,700	356,400
任期付職員		169,100					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「三七二、〇〇〇円」を「三七三、〇〇〇円」に、「四二〇、〇〇〇円」を「四二一、〇〇〇円」に改める。

第八条第二項中「及び」を「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「及び」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県職員給与条例第十三条第二項、第十四条第一項第三号及び第四号並びに第三項の改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)第十四条の五第一項第一号及び第二号並びに別表第一から別表第四までの規定は平成二十九年四月一日から、改正後の条例第三十三条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四十八号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一万三千元、同項第二号」を「一万円、前項第二号」に、「九千元(教育職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円円)」を「一万円」に、「一万千円」とを「九千元」とに改める。

第十三条第一項第三号中「たる子又は扶養親族」を削り、「ある教育職員」の下に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同項第四号中「たる子又は扶養親族」を削り、「教育職員」の下に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同条第三項中「子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項」を「父母等で第一項」に改め、「扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第十四条第二項第二号中「第二条」の下に「若しくは第五条」を加える。

第二十二条の四第二項第一号中「地域手当の月額」の下に「の合計額」を加え、「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	333,100	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	335,000	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	337,100	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	339,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	341,300	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	343,400	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	345,500	399,900	
	39	227,300	282,400	347,700	401,300	
	40	229,100	284,400	349,800	402,700	
	41	230,800	286,200	351,800	404,400	
	42	232,500	288,600	353,900	405,800	
	43	234,100	290,900	355,800	407,100	
	44	235,700	293,400	357,900	408,600	
	45	237,200	295,500	359,700	410,200	
	46	238,600	298,000	361,700	411,500	
	47	239,900	300,300	363,700	413,000	
	48	241,100	303,000	365,700	414,600	
	49	242,600	305,400	367,300	416,300	
	50	244,100	307,800	369,100	417,700	
	51	245,300	310,300	371,000	419,300	
	52	246,800	312,600	373,000	420,800	

再任職員及び任期付職員以外の職員

53	248,000	314,900	374,900	422,500
54	249,200	317,100	376,700	424,000
55	250,600	319,200	378,500	425,600
56	251,700	321,400	380,200	427,200
57	253,000	323,500	381,700	428,700
58	254,100	325,600	383,300	430,200
59	255,200	327,700	385,000	431,400
60	256,400	329,700	386,700	432,600
61	257,700	331,800	387,900	433,800
62	259,000	333,900	389,300	435,100
63	260,400	336,100	390,700	436,400
64	261,500	338,300	392,000	437,600
65	262,800	340,100	393,400	438,800
66	264,300	342,300	394,600	440,000
67	265,800	344,300	396,000	441,200
68	267,500	346,500	397,400	442,400
69	269,000	348,300	398,700	443,600
70	270,400	350,200	400,000	444,800
71	271,800	352,300	401,400	446,000
72	273,200	354,300	402,700	447,200
73	274,300	355,900	404,000	448,300
74	275,700	357,800	405,400	448,900
75	277,100	359,600	406,800	449,400
76	278,300	361,500	408,100	449,900
77	279,600	363,400	409,300	450,400
78	280,800	365,100	410,500	
79	282,000	366,800	411,800	
80	283,200	368,400	413,200	
81	284,300	369,900	414,500	
82	285,500	371,400	415,700	
83	286,700	372,900	416,700	
84	287,900	374,300	417,900	
85	289,000	375,400	419,100	
86	290,100	376,800	420,300	
87	291,100	378,200	421,500	
88	292,300	379,500	422,500	
89	293,400	380,800	423,600	
90	294,500	382,100	424,600	
91	295,700	383,300	425,600	
92	296,900	384,600	426,600	
93	297,500	385,900	427,500	
94	298,500	387,000	428,300	
95	299,600	388,300	429,100	
96	300,800	389,500	429,900	
97	301,800	390,900	430,700	
98	302,900	391,900	431,100	
99	303,900	393,000	431,500	
100	305,000	394,000	431,900	
101	305,900	394,900	432,300	
102	307,000	395,900	432,600	
103	308,100	397,000	432,900	
104	309,100	398,100	433,200	
105	309,700	398,800	433,500	
106	310,600	399,700	433,800	
107	311,400	400,600	434,100	
108	312,200	401,500	434,300	
109	313,100	402,300	434,500	
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		
114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		
116	316,400	407,500		

	117	317,000	408,100			
	118	317,500	408,600			
	119	317,900	409,000			
	120	318,400	409,400			
	121	318,900	409,800			
	122	319,300	410,100			
	123	319,800	410,400			
	124	320,300	410,600			
	125	320,900	410,800			
	126	321,200	411,100			
	127	321,500	411,400			
	128	321,800	411,600			
	129	322,000	411,800			
	130	322,300	412,100			
	131	322,600	412,400			
	132	322,900	412,600			
	133	323,100	412,800			
	134	323,300	413,100			
	135	323,500	413,400			
	136	323,800	413,600			
	137	324,100	413,800			
	138	324,300	414,100			
	139	324,600	414,400			
	140	324,900	414,600			
	141	325,100	414,800			
	142	325,300	415,100			
	143	325,600	415,400			
	144	325,800	415,600			
	145	326,100	415,800			
	146	326,300				
	147	326,600				
	148	326,900				
	149	327,100				
	150	327,300				
	151	327,600				
	152	327,900				
	153	328,100				
再任用職員		233,600	273,900	302,600	330,700	414,800
任期付職員		200,600				

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第五条関係）

教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	
	41	229,800	260,900	350,700	373,500	
	42	231,500	263,300	352,500	374,900	
	43	233,100	265,500	354,100	376,300	
	44	234,700	267,700	355,800	377,800	
	45	236,400	269,800	357,600	379,300	
	46	237,900	272,000	359,300	380,900	
	47	239,200	274,200	360,700	382,500	
	48	240,600	276,200	362,300	384,000	

再任職員及び任期付職員以外の職員	49	242,000	278,500	363,500	385,400
	50	243,400	280,500	365,000	386,900
	51	244,900	282,400	366,600	388,400
	52	246,100	284,400	368,200	389,800
	53	247,200	286,200	369,700	391,000
	54	248,600	288,600	371,200	392,300
	55	249,800	290,900	372,700	393,400
	56	251,000	293,400	374,200	394,500
	57	252,200	295,500	375,700	395,900
	58	253,400	298,000	377,100	397,100
	59	254,500	300,300	378,500	398,300
	60	255,700	303,000	379,800	399,600
	61	257,100	305,400	380,700	400,800
	62	258,300	307,800	381,900	401,800
	63	259,500	310,300	383,100	403,200
	64	260,400	312,600	384,200	404,500
	65	261,400	314,900	385,100	405,700
	66	262,800	317,100	386,300	406,800
	67	264,200	319,200	387,300	408,000
	68	265,700	321,400	388,400	409,100
	69	267,300	323,500	389,600	410,100
	70	268,800	325,600	390,600	411,300
	71	270,300	327,800	391,700	412,500
	72	271,700	329,800	392,900	413,700
	73	272,700	331,900	393,900	414,300
	74	273,900	334,000	395,000	415,100
	75	275,200	336,200	396,100	415,800
	76	276,400	338,400	397,200	416,300
	77	277,700	340,100	398,100	416,600
	78	278,800	342,000	399,000	417,000
	79	280,000	343,700	400,000	417,400
	80	281,200	345,500	401,000	417,800
	81	282,400	347,300	401,800	418,100
	82	283,300	349,100	402,600	418,500
	83	284,500	350,600	403,300	418,900
	84	285,700	352,400	404,100	419,200
	85	286,700	353,600	404,800	419,500
	86	287,600	355,200	405,600	419,900
	87	288,300	356,700	406,300	420,300
	88	289,300	358,200	407,000	420,600
	89	290,300	359,600	407,600	420,900
	90	291,200	360,900	408,300	421,200
	91	292,100	362,300	408,800	421,500
	92	293,000	363,700	409,500	421,700
	93	293,300	365,200	409,900	421,900
	94	294,000	366,500	410,300	
	95	294,700	367,800	410,600	
	96	295,500	369,000	410,900	
	97	296,300	370,000	411,200	
	98	297,100	371,000	411,500	
	99	297,900	372,000	411,800	
	100	298,600	373,000	412,000	
	101	299,500	373,900	412,200	
	102	300,000	374,900	412,500	
	103	300,500	375,900	412,800	
	104	301,000	376,900	413,000	

	105	301,200	377,700	413,200		
	106	301,600	378,600	413,500		
	107	301,900	379,500	413,800		
	108	302,100	380,500	414,000		
	109	302,300	381,300	414,200		
	110	302,500	382,300			
	111	302,800	383,300			
	112	303,100	384,300			
	113	303,300	384,900			
	114	303,500	385,800			
	115	303,700	386,700			
	116	304,000	387,600			
	117	304,300	388,400			
	118	304,600	389,100			
	119	304,900	389,900			
	120	305,200	390,700			
	121	305,300	391,300			
	122	305,500	392,100			
	123	305,800	392,800			
	124	306,100	393,500			
	125	306,300	394,100			
	126		394,800			
	127		395,300			
	128		395,900			
	129		396,600			
	130		397,200			
	131		397,700			
	132		398,200			
	133		398,500			
	134		398,800			
	135		399,100			
	136		399,400			
	137		399,700			
	138		400,000			
	139		400,300			
	140		400,600			
	141		400,900			
	142		401,200			
	143		401,500			
	144		401,800			
	145		402,000			
	146		402,300			
	147		402,600			
	148		402,800			
	149		403,000			
	150		403,300			
	151		403,600			
	152		403,800			
	153		404,000			
	154		404,300			
	155		404,600			
	156		404,800			
	157		405,000			
再任用職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800
任期付職員		200,600				

備考

- この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第五条関係）

教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	179,400	214,200	273,900	344,500	476,600
	2	182,000	216,300	276,900	347,500	478,800
	3	184,600	218,400	279,700	350,600	481,000
	4	187,300	220,500	282,500	353,900	483,100
	5	190,000	222,400	285,300	356,800	485,000
	6	192,800	224,500	287,900	358,900	486,900
	7	195,600	226,600	290,200	361,200	488,800
	8	198,500	228,600	292,600	363,800	490,700
	9	201,400	230,800	295,100	366,200	492,700
	10	204,400	233,200	297,700	368,400	494,700
	11	207,300	235,600	300,100	370,700	496,600
	12	210,200	238,000	302,700	372,800	498,500
	13	212,900	240,200	305,000	374,900	500,200
	14	214,600	242,500	307,000	377,400	502,000
	15	216,400	244,800	309,100	379,900	503,800
	16	218,100	247,100	311,000	382,300	505,700
	17	219,800	249,400	313,400	384,400	507,400
	18	221,600	252,500	316,000	386,700	509,100
	19	223,400	255,600	318,400	389,000	510,900
	20	225,000	258,700	320,800	391,300	512,800
	21	226,900	261,500	323,200	393,700	514,400
	22	228,800	264,500	326,100	396,200	516,000
	23	230,800	267,400	328,800	398,900	517,600
	24	232,800	270,300	331,900	401,500	519,100
	25	234,600	273,100	334,700	403,900	520,600
	26	236,600	275,700	337,500	406,400	522,000
	27	238,500	278,200	340,200	408,700	523,400
	28	240,500	280,900	343,100	411,200	524,700
	29	242,300	283,800	345,900	413,000	525,800
	30	244,200	286,000	348,400	415,500	526,800
	31	246,200	288,000	351,000	417,900	527,800
	32	248,200	290,200	353,400	420,300	528,800
	33	250,000	292,200	355,900	421,900	529,600
	34	252,000	294,300	358,100	424,200	530,400
	35	253,900	296,500	360,400	426,400	531,300
	36	255,800	298,500	362,500	428,700	532,200
	37	257,300	300,500	364,700	430,900	533,000
	38	259,000	302,400	366,800	433,100	533,900
	39	260,500	304,100	369,000	435,400	534,500
	40	262,100	305,900	371,200	437,700	535,000
	41	263,800	307,600	373,400	440,100	535,600
	42	265,000	309,800	375,400	442,300	536,300
	43	265,900	311,900	377,500	444,700	537,000
	44	267,000	314,300	379,600	447,100	537,500

再任職員及び
任期付職員
以外の職員

45	268,000	316,300	381,200	449,200	538,000
46	268,900	318,400	383,200	451,200	538,700
47	269,700	320,600	385,000	453,300	539,300
48	270,500	323,100	387,000	455,500	539,900
49	271,400	325,500	388,000	457,700	540,400
50	272,100	327,900	389,800	459,800	
51	272,800	330,200	391,500	462,100	
52	273,600	332,300	393,300	464,300	
53	274,500	334,600	394,300	466,100	
54	275,400	336,600	395,900	467,700	
55	276,300	338,500	397,400	469,400	
56	277,200	340,300	399,100	471,200	
57	278,000	342,100	400,500	472,600	
58	279,300	344,000	402,200	473,700	
59	280,400	345,800	403,800	474,800	
60	281,800	347,800	405,400	475,900	
61	283,000	349,600	406,700	477,000	
62	284,400	351,400	408,300	478,100	
63	285,700	353,300	409,800	479,200	
64	286,900	355,100	411,400	480,300	
65	288,000	356,900	412,800	481,300	
66	289,300	358,800	413,800	482,400	
67	290,600	360,500	414,800	483,400	
68	291,900	362,300	415,700	484,500	
69	293,200	363,800	416,700	485,400	
70	294,100	365,500	417,700	486,400	
71	295,100	367,300	418,800	487,400	
72	296,100	369,000	419,700	488,500	
73	297,200	370,300	420,400	489,400	
74	298,200	371,900	421,200	490,400	
75	299,300	373,300	422,200	491,400	
76	300,400	374,900	423,200	492,400	
77	301,100	376,600	424,200	493,300	
78	302,100	378,300	425,200	494,100	
79	302,900	379,900	426,200	495,000	
80	303,800	381,500	427,100	495,900	
81	304,500	383,000	427,800	496,700	
82	305,400	384,500	428,700	497,500	
83	306,300	386,000	429,600	498,300	
84	307,200	387,600	430,400	499,100	
85	307,700	388,600	431,300	499,600	
86	308,400	389,900	432,100	500,300	
87	309,100	391,300	432,900	501,100	
88	310,000	392,600	433,800	501,900	
89	310,900	394,000	434,500	502,600	
90	311,700	395,100	435,000	503,400	
91	312,500	396,200	435,600	504,000	
92	313,200	397,400	436,000	504,400	
93	313,900	398,200	436,500	504,900	
94	314,600	399,300	437,000	505,500	
95	315,300	400,400	437,400	506,000	
96	316,000	401,400	437,800	506,500	

	97	316,400	402,300	438,000	506,900	
	98	316,800	403,300	438,400		
	99	317,200	404,300	438,700		
	100	317,600	405,200	439,000		
	101	317,900	406,000	439,300		
	102	318,300	407,000	439,600		
	103	318,600	408,000	439,900		
	104	319,000	409,000	440,200		
	105	319,500	409,600	440,400		
	106	319,900	410,300	440,700		
	107	320,400	411,000	441,000		
	108	320,900	411,600	441,200		
	109	321,300	412,100	441,400		
	110	321,800	412,500	441,700		
	111	322,200	412,800	442,000		
	112	322,700	413,100	442,200		
	113	323,000	413,300	442,400		
	114	323,500	413,600			
	115	323,900	413,900			
	116	324,400	414,200			
	117	324,700	414,400			
	118	325,100	414,700			
	119	325,600	415,000			
	120	326,100	415,200			
	121	326,300	415,400			
	122	326,700	415,700			
	123	327,200	416,000			
	124	327,500	416,200			
	125	327,700	416,400			
	126	328,000				
	127	328,500				
	128	329,000				
	129	329,200				
	130	329,600				
	131	330,100				
	132	330,500				
	133	330,700				
	134	331,100				
	135	331,600				
	136	331,800				
	137	332,100				
	138	332,500				
	139	332,900				
	140	333,300				
	141	333,800				
再任用職員		247,300	292,900	310,300	375,200	468,600
任期付職員		212,900				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二條の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び」を「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「及び」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県学校職員給与条例第十二条第三項、第十三条第一項第三号及び第四号並びに第三項の改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)別表第一から別表第三までの規定は平成二十九年四月一日から、改正後の条例第二十二條の四第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第三項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十九号

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一万三千元、同項第二号」を「二万円、前項第二号」に、「九千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)」を「二万円」に、「二万円」とを「九千円」とに改める。

第十五条第一項第三号中「たる子又は扶養親族」を削り、「ある職員」の下に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同項第四号中「たる子又は扶養親族」を削り、「職員」の下に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同条第三項中「子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項」を「父母等で第一項」に改め、「扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第十六条第二項第二号中「第二条」の下に「若しくは第五条」を加える。

第三十一条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	

再任用職員及び任期付職員以外の職員

49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600		
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
94	300,200	323,800	350,200	383,800				
95	301,300	325,200	351,700	384,400				
96	302,600	326,500	353,200	384,900				
97	303,700	327,700	354,500	385,300				
98	304,900	329,000	355,700	385,700				
99	306,100	330,300	356,800	386,300				
100	307,300	331,600	358,000	386,800				

101	308,500	333,000	359,100	387,200						
102	309,500	333,900	360,200	387,700						
103	310,600	335,000	361,300	388,300						
104	311,600	336,200	362,500	388,800						
105	312,400	337,300	363,700	389,100						
106	313,000	338,400	364,200	389,500						
107	313,600	339,400	364,800	390,000						
108	314,300	340,500	365,400	390,300						
109	314,800	341,700	366,000	390,600						
110	315,300	342,700	366,500	391,100						
111	315,800	343,700	367,000	391,600						
112	316,400	344,600	367,500	392,100						
113	317,200	345,500	367,900	392,400						
114	317,900	346,400	368,300	392,900						
115	318,600	347,400	368,900	393,400						
116	319,300	348,400	369,400	393,900						
117	319,900	349,400	369,800	394,200						
118	320,700	349,900	370,300	394,700						
119	321,400	350,500	370,900	395,200						
120	322,200	351,100	371,400	395,700						
121	322,800	351,400	371,500	396,100						
122	323,100	351,800	372,100	396,600						
123	323,600	352,300	372,600	397,000						
124	324,100	352,700	373,000	397,500						
125	324,400	353,100	373,500	397,900						
126		353,500	374,000							
127		354,000	374,500							
128		354,400	375,000							
129		354,800	375,300							
130			375,800							
131			376,300							
132			376,800							
133			377,100							
134			377,600							
135			378,000							
136			378,400							
137			378,700							
138			379,200							
139			379,700							
140			380,200							
141			380,500							
再任用職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100
任期付職員		172,700								

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第三条 (山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「及び」を「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「及び」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県警察職員給与条例第十四条第二項、第十五条第一項第三号及び第四号並びに第三項の改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)別表第一の規定は平成二十九年四月一日から、改正後の条例第三十一条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第四項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第五十号

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附則

この条例は、平成三十年二月一日から施行する。